

ミニマムリピートガイダンス記述式問題

【解答例】

第1問【解答例】

第1欄 平成31年6月1日に申請をした登記の申請書(11点)

【登記の事由】

目的の変更
発行可能株式総数の変更
株式の分割
取締役及び代表取締役の変更

【登記すべき事項】

平成31年5月24日変更
目的
(1) 飲食料品の販売
(2) レストランの経営
(3) 前各号に附帯関連する一切の事業
平成31年6月1日変更
発行可能株式総数 4万株
同日変更
発行済株式の総数 10800株
平成31年5月24日次の者重任
取締役A
東京都豊島区目白一丁目7番1号
代表取締役A
同日取締役B任期満了により退任
同日代表取締役B資格喪失により退任

【登録免許税額】

金4万円

【添付書面の名称及び通数】

株主総会議事録 1通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通
取締役の就任承諾書 1通
委任状 1通

第2欄 平成31年7月3日に株式会社スマイルについて申請をした登記の申請書(20.5点)

【登記の事由】

株式の譲渡制限に関する規定の廃止
吸収合併による変更
取締役、代表取締役及び監査役の変更
取締役会設置会社の定め設定
監査役設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

平成31年6月28日株式の譲渡制限に関する規定を廃止
平成31年7月1日東京都墨田区菊川一丁目4番1号株式会社プリズムを合併
同日次のとおり変更
発行済株式の総数 11800株
資本金の額 金2000万円
平成31年6月28日次の者就任
取締役C
取締役D
東京都北区赤羽五丁目5番5号
代表取締役C
監査役 E
同日次の者重任
取締役A
東京都豊島区目白一丁目7番1号
代表取締役A
平成31年6月28日取締役会設置会社の定め設定
同日監査役設置会社の定め設定

【登録免許税額】

金10万円

【添付書面の名称及び通数】

吸収合併契約書 1通
存続会社の株主総会議事録 1通
存続会社の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通
存続会社の取締役会議事録 1通
消滅会社の株主総会議事録 1通
消滅会社の株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト) 1通

公告及び催告をしたことを証する書面	3通
異議を述べた債権者はいない。	
消滅会社について株券を発行していないことを証する書面	1通
資本金の額が会社法445条5項の規定に従って計上されたことを証する書面	1通
簡易合併の要件を満たすことを証する書面	1通
簡易合併に反対した株主はいない。	
取締役、監査役及び代表取締役の就任承諾書	6通
Cの印鑑証明書	1通
D及びEについての本人確認証明書	2通
(登録免許税法規則12条5項の規定に関する証明書	1通)
委任状	1通

第3欄 平成31年7月3日に株式会社プリズムについて申請した登記の申請書(2.5点)

【登記の事由】
吸収合併による解散

【登記すべき事項】
平成31年7月1日東京都江東区亀戸三丁目2番1号株式会社スマイルに合併し解散

【登録免許税額】
金3万円

【添付書面の名称及び通数】
なし

第4欄 登記することができない事項及びその理由(1点)

【登記することができない事項】
単元株式数の設定
【理由】
単元株式数については、発行済株式の総数の200分の1を超える数を定めることはできないから。

論点 1**株式の分割**

第 1 分析及び本問の検討**1 株式の分割**

株式会社スマイル（以下「申請会社」という。）は、平成 31 年 5 月 24 日に臨時株主総会を開催し、その第 1 号議案において、株式の分割をする決議をしている。

株式の分割とは、資本金の額はそのまま、既存の株式を細分化する（例えば、1 株を 5 株とする）ことである。

株式の分割をしようとする株式会社は、その都度、次の事項を定め、これについて、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の普通決議による承認を得なければならない（会社法 183 条 2 項）。

① 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日

前段にいう「割合」が何を指すかについては特に注意を要する。これは増加する株式数の分割前株式の数に対する割合ということなので、この「割合」を 2 と定めた場合、分割比率は 3 であり、1 株を 3 株とする株式の分割をすることとなる。

② 株式の分割がその効力を生ずる日

③ 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

この場合、①にいう「割合」として、株式の分割により増加する種類株式の総数の株式の分割前の発行済み当該種類株式の総数に対する割合を定めることになる（会社法 183 条 2 項 1 号括弧書）。

2 基準日

株式会社は、一定の日（基準日）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（基準日株主）をその権利を行使することができる者と定めることができる（会社法 124 条 1 項）。

この基準日は、定款に定めることもできるが（会社法 124 条 3 項ただし書）、その定めがないときには、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から 3 か月以内に行使するものに限る。）の内容を定め（会社法 124 条 2 項）、その基準日の 2 週間前までに、当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利に関する事項を公告しなければならない（会社法 124 条 3 項本文）。

3 株式の分割の効力発生

基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（種類株式発行会社にあつては、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている分割対象である種類の種類株主）は、株式の分割がその効力を生ずる日に、基準日に有する株式の数に分割の割合を乗じて得た数の株式を取得する（会社法 184 条 1 項）。

4 結論

申請会社は、種類株式発行会社ではなく、当該臨時株主総会において、①分割割合「59」、②基準日「平成 31 年 5 月 31 日」、③効力発生日「平成 31 年 6 月 1 日」と定め、これについて、議決権を有する株主全員出席のもと（別紙 9-3）、満場一致により承認されていることから、普通決議における定足数及び決議要件を満たしている。また、別紙 9-4 より基準日の公告も、定款所定の方法によって適法になされているものと判断することができる。

以上により、申請会社において株式の分割の効力が生じると、発行済株式の総数が、現在の 180 株（別紙 1 参照）からその 60 倍の 10800 株となるところ、申請会社の発行可能株式総数は 1000 株であるから、発行可能株式総数を増加する変更が前提として必要となることに注意が必要である（これについては、後述する。）。

よって、発行可能株式総数の増加変更を確認したうえで株式の分割による発行済株式の総数の変更登記を申請することになる。

本問では、1 株当たりの純資産額が 60 万円（＝1 億 800 万円÷180 株）と高額であることから、吸収合併の際に消滅会社の株主に発行交付する株式 1 株当たりの純資産額を調整するために、申請会社において株式の分割をしたものと考えられる。

第 2 登記手続

1 登記の事由 「株式の分割」又は「株式分割」と記載する。

2 登記すべき事項

株式の分割において、効力発生日は決定事項であり、当該日を登記原因日付とし、これによる変更の旨及び変更後の発行済株式の総数を解答例のように記載する。

3 添付書面及び通数（委任状を除く。以下同じ。）

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項） 1 通

本問では、株式の分割とその効力発生の実を証するため別紙 3 の臨時株主総会議事録を添付する。

② 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項） 1 通

本問では、別紙 3 の臨時株主総会第 1 号議案についての株主リストを添付する。

〔株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）〕（商登規 61 条 3 項）

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の総株主）の議決権の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であって、次に掲げる①又は②の人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株式の数（種類株主総会の決議を要する場合にあっては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

① 10 名

② その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が 3 分の 2 に達するまでの人数

※なお、株式の分割の基準日に関する公告をしたことを証する書面については、添付を要求する規定はなく、添付する必要はない。

4 登録免許税

株式の分割による発行済株式の総数の変更の登記についての登録免許税の額は、登録免許税法別表 1.24.(1)ツによる登記事項変更分として、申請 1 件につき金 3 万円である。

論点2

目的の変更

第1 分析及び本問の検討

申請会社は平成31年5月24日に臨時株主総会を開催し、その第2号議案において、目的を新たに追加する変更決議をしている。

株式会社の目的は、定款の記載又は記録事項であり（会社法27条1号）、その変更をするには、株主総会の特別決議による定款変更手続が必要となる（会社法466条、309条2項11号）。

当該臨時株主総会においては、議決権を有する株主全員出席のもと（別紙9-3）、満場一致により承認されていることから、特別決議における定足数及び決議要件を満たしている。そして、目的は、登記事項である（会社法911条3項1号）。よって、目的変更の登記を申請することになる。

本問の申請会社における目的の変更は、「法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民法34条）」ことから、吸収合併により、消滅会社である株式会社プリズムの権利義務の一切を承継するに当たり、株式会社プリズムの事業目的である「レストランの経営」を当該合併に先立ち、申請会社の目的に追加したものと考えられる。

第2 登記手続

1 登記の事由 「目的の変更」又は「目的変更」と記載する。

2 登記すべき事項

目的変更は、原則として株主総会による承認を受けた日に効力が生じることから、当該日を登記原因日付とし、その変更の旨及び変更後の目的を解答例のように記載する。

株式会社の登記記録における目的欄は、「目的」という一つの欄であるため、追加した目的のみを申請書に記載するだけでは足りず、変更後の目的の全てを記載する必要がある。

3 添付書面及び通数

① 株主総会議事録 1通

登記すべき事項につき株主総会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない（商登法46条2項）。

本問では、目的変更の事実を証するため別紙3の臨時株主総会議事録を添付する。

- ② 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）
- 1 通
- 本問では，別紙 3 の臨時株主総会第 2 号議案についての株主リストを添付する。
- 4 登録免許税額
- 目的変更の登記についての登録免許税の額は，登録免許税法別表 1.24.(1)ツによる登記事項変更分として，申請 1 件につき金 3 万円である。

論点 3

発行可能株式総数の変更

第 1 分析及び本問の検討

申請会社は平成 31 年 5 月 24 日に臨時株主総会を開催し、その第 2 号議案において、平成 31 年 6 月 1 日とその始期と定め、発行可能株式総数を 4 万株に増加する変更決議をしている。これは、1 株を 60 株とする株式の分割の効力が生じると発行済株式の総数は 10800 株となり、申請会社の現在の発行可能株式総数 1000 株を超え、株式の分割による変更登記の申請ができなくなることを回避するためのものである。

発行可能株式総数は、定款の記載又は記録事項であり(会社法 37 条, 113 条 1 項)、これを変更するには、株主総会の特別決議による定款変更手続が必要となる(会社法 466 条, 309 条 2 項 11 号)、当該臨時株主総会においては、議決権を有する株主全員出席のもと(別紙 9-3)、満場一致により承認されていることから、特別決議における定足数及び決議要件を満たしている。そして、発行可能株式総数は、登記事項である(会社法 911 条 3 項 6 号)。定款変更は、その効力発生時期について条件や始期を付すことも可能であり、この場合、当該条件の成就あるいは始期の到来によりその効力が生じることになる。よって、平成 31 年 6 月 1 日の到来により、発行可能株式総数の変更の登記を申請することになる。

第 2 登記手続

1 登記の事由 「発行可能株式総数の変更」と記載する。

2 登記すべき事項

発行可能株式総数の変更は、原則として株主総会による承認を受けた日に効力が生じるが、効力発生時期について条件・期限を付すことも可能である。

本問では、効力発生時の始期となっている平成 31 年 6 月 1 日を登記原因日付とし、その変更の旨及び変更後の発行可能株式総数を解答例のように記載する。

3 添付書面及び通数

① 株主総会議事録 1 通

登記すべき事項につき株主総会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない(商登法 46 条 2 項)。

本問では、発行可能株式総数の変更の事実を証するため別紙 3 の臨時株主総会議事録を添付する。

- ② 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商
登規 61 条 3 項） 1 通
本問では，別紙 3 の臨時株主総会第 2 号議案についての株主リストを添付する。
- 4 登録免許税額
発行可能株式総数の変更の登記についての登録免許税の額は，登録免許税法別
表 1.24.(1)ツによる登記事項変更分として，申請 1 件につき金 3 万円である。

論点4

単元株式数の設定

分析及び本問の検討

申請会社は平成31年5月24日に臨時株主総会を開催し、その第2号議案において、平成31年6月1日とその始期と定め、一単元を60株とする単元株式数の設定の決議をしている。

単元株式数とは、株式会社の発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において1個の議決権を行使できるとするものであり、1個の議決権に必要な数を単元株式数といい、定款で定める必要がある（会社法188条）。

この単元株式数について、あまりに数の多い株式数を定めることを認めると、少数の株式しか有しない株主の議決権を不当に奪うことになる。例えば、一単元の株式数を1000株とすると1000株毎に1議決権が認められ、1株から999株を保有する株主あるいはその端数分には議決権が認められなくなる。そこで、単元株式数については、1000及び発行済株式の総数の200分の1を超える数を定めることはできない（会社法188条2項、会社施行規34条）。

本問では、1株を60株とする株式の分割の効力が生ずることを条件に60株を一単元とする単元株式数を設定するものであるが、申請会社においては、もともと発行済株式の総数は180株でしかなく、その分割比率である60に応じて一単元の株式を60株と定めても、これは、株式分割による変更後の発行済株式の総数である10800株の200分の1を超える数(180分の1>200分の1)であり、当該定めは法令に違反し無効である。

よって、本問においては、単元株式数の設定に関する登記はすることができず、当該事項を登記することができないものとして第4欄に記載する。

なお、本問における発行済株式の総数の200分の1を超えない一単元の株式数は最大で54株である。無論、これ以下の単元株式数を株主総会で定めれば、株式の分割の割合にこだわることなく設定することが可能である。

論点5**株式の譲渡制限に関する規定の廃止**

第1 分析及び本問の検討**1 譲渡制限株式の定めと公開会社****(1) 譲渡制限株式**

譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう（会社法2条17号）。

譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを、以下では「譲渡制限株式の定め」という。

(2) 発行する全部の株式の内容としての譲渡制限株式の定め

単一株式発行会社（種類株式発行会社でない会社）は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡制限株式の定めを設けることができる（会社法107条1項1号）。

(3) 発行する各種類の株式の内容としての譲渡制限株式の定め

種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として譲渡制限株式の定めを設けることができる（会社法108条1項4号）。

(4) 公開会社

公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう（会社法2条5号）。つまり、単一株式発行会社が公開会社といえるのは、その発行する株式の全部の内容として譲渡制限株式の定めを設けていない場合であり、種類株式発行会社が公開会社といえるのは、その発行する株式の種類の一部又は全部の内容として譲渡制限株式の定めを設けていない場合である。さらに言い換えれば、種類株式発行会社において1種類でも譲渡自由な（譲渡制限株式でない）種類株式を発行する旨が定められているときは、当該種類株式発行会社は、公開会社である。このことは、その譲渡自由な種類株式が現に発行されているか否かを問わない。

2 譲渡制限株式に関する登記のあり方

単一株式発行会社における譲渡制限株式の定めは、「発行する株式の内容」に当たり、種類株式発行会社における譲渡制限株式の定めは、「発行する各種類の株式の内容」に当たる（会社法 911 条 3 項 7 号、商登規則表 5）。しかし、株式の譲渡制限に関する事項は、当該会社が公開会社であるか否かを識別するための重要な指標であるから、これを明確に公示するため、他の株式（種類株式）の内容とは区別して、「株式の譲渡制限に関する規定」欄に記録されることになっている。

3 譲渡制限株式の定め廃止

(1) 手続

譲渡制限株式の定めは定款により定めるべき事項であるから（会社法 107 条 2 項柱書、108 条 2 項柱書）、これを廃止する場合には、株主総会の特別決議によらなければならない（会社法 466 条、309 条 2 項 11 号）。その他、種類株式発行会社において、損害を受けるおそれのある種類株主があるときは、その種類株主総会の特別決議が必要である（会社法 322 条 1 項 1 号ロ、324 条 2 項 4 号）。

本問で、申請会社は平成 31 年 6 月 28 日に臨時株主総会を開催し、その第 1 号議案において、株式の譲渡制限に関する規定を廃止する決議をしている。

当該臨時株主総会においては、議決権を有する株主全員出席のもと（別紙 10-9）、満場一致により承認されていることから、特別決議における定足数及び決議要件を満たしている。よって、他に問題がない限り（次の(2)及び(3)を参照）、同日付けで株式の譲渡制限に関する規定の廃止の登記を申請することになる。

(2) 機関設計との関係

単一株式発行会社が譲渡制限株式の定めを廃止した場合、また、従前全部の種類株式につき譲渡制限株式の定めを設けていた種類株式発行会社が、ある種類の株式につき譲渡制限株式の定めを廃止した場合などには、当該株式会社は、非公開会社から公開会社になる。公開会社となれば機関設計について非公開会社とは異なる規律が適用され、一定の機関（取締役会、業務監査権限のある監査役又は委員会）の設置が強制されるので、従前の機関設計が許容されなくなる場合がある。このような場合において、機関設計の変更に係る登記の申請を同時にせず、譲渡制限株式の定め廃止に係る登記申請のみを行なったときは、当該申請は、商業登記法 24 条 9 号（申請書と登記簿との不整合）により却下される。

本問では、申請会社は公開会社において許容されない機関設計（取締役会・監査役を設置しないもの）を採用していたところ、株式の譲渡制限に関する規定の廃止に係る平成 31 年 6 月 28 日開催の臨時株主総会において、取締役会及び監査

役を置く旨の定款一部変更決議がされ、また、取締役3名以上及び監査役の選任も適法にされている（論点7参照）。よって、公開会社としての機関設計について問題はない。

(3) 発行可能株式総数及び発行済株式の総数との関係（4倍規制）

公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができない（会社法113条3項2号）。このことから、登記手続上、株式会社が株式の譲渡制限に関する定めを廃止し、又は変更したことによって公開会社となり、当該会社から当該定めを廃止又は変更による変更の登記の申請がされた場合において、登記簿上、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えているときは、当該申請と併せて、発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えない範囲とする発行可能株式総数又は発行済株式の総数を変更する登記の申請がされない限り、株式の譲渡制限に関する定めを廃止又は変更による変更の登記の申請を受理することはできないとされている（平27.2.6民商13）。

本問では、申請会社における株式の分割前の発行可能株式総数は1000株であり、発行済株式の総数である180株の4倍を超えていたところ、株式の分割及びこれと同日に効力を生じた発行可能株式総数の変更により、発行可能株式総数4万株は、発行済株式の総数10800株の4倍以下となっている。よって、この点でも公開会社となる株式の譲渡制限株式の廃止の登記を申請することに問題はない。

第2 登記手続

1 登記の事由

「株式の譲渡制限に関する規定の廃止」などと記載する。

2 登記すべき事項

登記すべき事項は、株式の譲渡制限に関する規定廃止の旨及び廃止年月日である（会社法911条3項7号）。

「平成31年6月28日株式の譲渡制限に関する規定を廃止」などと記載する。

3 添付書面及び通数

① 株主総会議事録 1通

登記すべき事項につき株主総会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない（商登法46条2項）。

本問では、株式の譲渡制限に関する規定を廃止した臨時株主総会の議事録を添付する。

- ② 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商
登規 61 条 3 項） 1 通

本問では、別紙 7 の臨時株主総会第 1 号議案についての株主リストを添付する。

4 登録免許税

金 3 万円となる（登免法別表 1.24.(1)ツ）。

論点6**簡易合併****第1 分析及び本問の検討****1 合併契約の締結**

会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない（会社法 748 条）。

そして、株式会社を存続会社とする吸収合併契約においては、次の事項を定めなければならない（会社法 749 条 1 項各号）。

① 吸収合併存続株式会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所（会社法 749 条 1 項 1 号）。

② 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等に関する事項であり、当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項（会社法 749 条 1 項 2 号イ）及びその割当てに関する事項（会社法 749 条 1 項 3 号）である。なお、割当てに関する事項については、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社並びに種類株式発行会社を除く。）の有する株式の数に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない（会社法 749 条 3 項）。

③ 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭に関する事項（会社法 749 条 1 項 4 号）及びその割当てに関する事項（同 5 号）。

④ 吸収合併の効力発生日（会社法 749 条 1 項 6 号）。

本問では、平成 31 年 5 月 14 日に、申請会社を存続会社（別紙 1）、消滅会社を株式会社プリズム（別紙 2）とする吸収合併契約が締結されている（別紙 4）。

2 吸収合併契約の承認等

消滅株式会社及び存続株式会社は、原則として、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない（会社法 783 条 1 項、795 条 1 項）。

これについて、存続株式会社では、消滅会社の株主への対価の総額が存続会社の純資産額の 5 分の 1 を超えない場合には、株主総会の決議による承認を受ける必要はなく、取締役の決定又は取締役の過半数の一致（取締役会設置会社においては、取締役会の決議）によることができる（会社法 796 条 2 項：簡易合併手続、この要件につき後掲の表を参照）。

もっとも、この場合においても、法務省令で定める数の株式を有する株主が反対株主の株式買取請求のための通知又公告の日から 2 週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない（会社法 796 条 3 項）。

この法務省令で定める数の株式とは、概ね総議決権の 6 分の 1 を超える数を指すもので、これは、総議決権数 60 個の会社であれば、その議決権の過半数である 31 個の出席で定足数は満たし、その出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上である 21 個の賛成（総議決権数の 6 分の 2 を超える数）があれば特別決議は成立することになるが、逆に総議決権数 60 個の 6 分の 1 を超える 11 個の反対（賛成は 20 個／31 個となる）があれば、当該合併の承認について特別決議の要件を満たさず否決される可能性がある数ということである。

本問において、申請会社は、種類株式発行会社ではなく、消滅会社である株式会社プリズムに交付する合併対価は、申請会社の株式 1000 株であり、これ以外に合併対価はない。また、譲渡制限株式の定めは、吸収合併の効力発生日に先立って廃止され、申請会社は公開会社となっている（論点 5 参照）。

消滅会社の株主に対して交付する申請会社の 1 株当たりの純資産額は、株式の分割により 1 株 1 万円であるから合併対価は 1000 万円であり、申請会社の純資産である 1 億 800 万円（別紙 10-4）の 5 分の 1 を超えていない。また、当該合併に反対した株主もいない（別紙 10-10）ことから、存続会社である申請会社においては、簡易合併による手続が可能であり、平成 31 年 6 月 28 日開催の取締役会において、承認決議がされている。他方、消滅会社である株式会社プリズムについては、特に株主総会の決議による承認を要しない事情は窺われず、原則どおり、株主総会において、平成 31 年 6 月 28 日に承認決議がされている。

〔簡易合併の要件（会社法 796 条 3 項、4 項）〕

① 規模	<p>次のアの①から③までの合計額がイの額に対する割合の 5 分の 1（これを下回る割合を存続会社の定款で定めた場合はその割合）を超えない場合であること（会社法 796 条 2 項）。</p> <p>アー① 消滅会社の株主に対して交付する存続会社の株式の数に一株当たりの純資産額を乗じた額</p> <p>アー② 消滅会社の株主に対して交付する存続会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額</p> <p>アー③ 消滅会社の株主に対して交付する存続会社の株式以外の財産の帳簿価額の合計額</p> <p>イ 存続会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額</p>
② 反対株主の異議	<p>法務省令（会社施行規 197 条）で定める数の株式を有する株主が、合併に反対の意思を示さないこと（会社法 796 条 3 項）。</p>
③ 存続会社が非公開会社であるとき	<p>消滅会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続会社の譲渡制限株式会社である場合は簡易合併ができない（会社法 796 条 2 項ただし書、1 項ただし書）。</p> <p>※ 非公開会社の第三者割当てによる募集株式発行につき常に株主総会の決議を要すること（会社法 199 条 2 項）と平仄を合わせている。</p>
④ その他	<p>以下のいずれかに該当する場合は簡易合併ができない（会社法 796 条 2 項ただし書、795 条 2 項 1 号、2 号）。</p> <p>ア 存続会社が承継する消滅会社の債務の額（承継債務額）が存続会社の承継する消滅会社の資産の額（承継資産額）を超える場合</p> <p>イ 存続会社が消滅会社の株主に対して交付する金銭等の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合</p>

3 株券提出公告

株券発行会社が合併により消滅会社となる場合には、全部の株式について、合併の効力発生日までに当該株券発行会社である消滅会社に対し、株券を提出しなければならない旨を、株券提出日（効力発生日）の 1 か月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、株式の全部について株券を発行していない場合はする必要はない（会社法 219 条 1 項 6 号）。

本間における消滅会社である株式会社プリズムは株券発行会社であるが、非公開会社であってその株式の全部について株券を発行していないことから（別紙10-5）、株券提出公告をする必要はない。

4 債権者の異議

吸収合併をする場合、吸収合併消滅株式会社の債権者は、消滅株式会社に対し、また、吸収合併存続株式会社の債権者は、存続株式会社に対し、吸収合併について異議を述べるができることから（会社法789条1項1号、799条1項1号）、消滅株式会社及び存続株式会社は、各々の債権者に対し、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない（会社法789条2項、799条2項）。

① 吸収合併等をする旨（会社法789条2項1号、799条2項1号）

② 消滅会社：存続会社等の商号及び住所（会社法789条2項2号）

存続会社：消滅会社等の商号及び住所（会社法799条2項2号）

③ 消滅会社：消滅株式会社等及び存続会社等（株式会社に限る。）の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの（会社法789条2項3号）

存続会社：存続株式会社等及び消滅会社等（株式会社に限る。）の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの（会社法799条2項3号）

④ 債権者が一定の期間（1か月以上であることが必要）内に異議を述べるができる旨（会社法789条2項4号、799条2項4号）

消滅株式会社又は存続株式会社が債権者に対する公告を、官報のほか、会社が定款に定めた公告方法に従い、公告したときは、各別の催告を省略することができる（会社法789条3項、799条3項）。

会社による公告等があった後、債権者が当該期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなされ（会社法789条4項、799条4項）、異議を述べたときは、消滅株式会社又は存続株式会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない（会社法789条5項、799条5項）。

本問では、別紙 5 において、合併当事会社による官報公告と申請会社による日本経済新聞による公告とがなされており、株式会社プリズムについては個別催告が必要となる。もっとも、これについて、異議を述べた債権者はいない（別紙 10-6）。

5 吸収合併により増加する資本金の額及び資本準備金の額

吸収合併に際し、存続会社の増加する資本金の額及び資本準備金の額に関する事項は、吸収合併契約書の記載事項であり（会社法 749 条 1 項 2 号イ）、合併対価の全部又は一部が存続会社の株式である場合には、存続会社は、株主資本等変動額の範囲内において、合併契約で定めることにより、資本金の額を増加することができる（会計規 35 条 2 項）。なお、合併対価に、存続会社の株式が含まれていない場合には、存続会社の資本金の額あるいは資本準備金を増加することができない。

また、吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の株主資本等を引き継ぐものとして計算することが適切であるときには、吸収合併の直前の吸収合併消滅会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額をそれぞれ当該吸収合併存続会社の資本金、資本剰余金及び利益剰余金の変動額とすることができる（会計規 36 条 1 項）。この株主資本等変動額については、問題文のとおりを考える以外にない。

本問では、合併対価として、申請会社の株式を交付しており、株主資本等変動額は 1200 万とされ（別紙 10-4）、本件合併契約では、申請会社の増加する資本金の額を株主資本等変動額の範囲内である 1000 万円と定めている。また、これにより、200 万円を資本準備金としたことになる。

6 株式会社が存続する吸収合併の効力の発生等

吸収合併存続株式会社は、合併契約により定めた効力発生日（会社法 749 条 1 項 6 号）に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する（会社法 750 条 1 項）。

以上より、本吸収合併は、申請会社において、簡易手続が可能であり、また、その手続は適法になされたと判断でき、申請会社は合併による変更登記を申請することになる。

[簡易合併の手続]

手続	存続会社	消滅会社
① 合併契約等に関する書面の備置き及び閲覧等の要否 (会社法 782 条, 794 条)	要	要
② 合併契約の承認 (会社法 783 条 1 項, 795 条 1 項, 796 条 2 項, 362 条 2 項 1 号)	取締役会の決議 (取締役会設置会社の場合)	株主総会の特別決議
③ 反対株主の株式買取請求権の有無 (会社法 785 条, 797 条 1 項ただし書)	無	有
④ 債権者保護手続の要否 (会社法 789 条, 799 条)	要	要
⑤ 株券提供公告の要否 (会社法 219 条 1 項 6 号)	不要	株券発行会社で株券を発行している場合は必要

第 2 登記手続

1 登記の方法 (商登法 82 条 1 項から 3 項まで)

①同時申請	本店所在地における「合併による解散の登記」(イ)の申請と「存続会社における変更の登記」(ア)の申請とは、同時にしなければならない。
②経由申請	本店所在地における解散の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社がないときは、存続会社の本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。 なお、本問の合併当事会社の管轄は同一である。
③申請人	合併による解散の登記の申請については、存続会社を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2 登記の事由

- ア. 吸収合併存続会社「吸収合併による変更」と記載する。
- イ. 吸収合併消滅会社「(吸収)合併による解散」と記載する。

3 登記すべき事項（商登法 79 条，71 条 1 項）

ア．吸収合併存続会社

吸収合併は原則として合併契約により定めた効力発生日に生じることから、当該効力発生日を登記原因日付とし、消滅会社の商号及び本店並びに合併をした旨を「平成 31 年 7 月 1 日東京都墨田区菊川一丁目 4 番 1 号株式会社プリズムを合併」と記載する。また、本問では、合併対価として申請会社の株式を消滅会社の株主に交付し、資本金の額も増加していることから、同日付で発行済株式の総数及び資本金の額の増加についても本解答例のように記載する。

イ．吸収合併消滅会社

合併の効力発生日を登記原因日付とし、存続会社の商号及び本店並びに合併により解散をした旨を「平成 31 年 7 月 1 日東京都江東区亀戸三丁目 2 番 1 号株式会社スマイルに合併し解散」と記載する。

4 添付書面及び通数

ア．吸収合併存続会社

- ① 吸収合併契約書（別紙 4：商登法 80 条 1 号） 1 通
 - ② 存続会社の取締役会議事録（別紙 8：商登法 46 条 2 項） 1 通
 - ③ 消滅会社の株主総会議事録（別紙 6：商登法 46 条 2 項） 1 通
 - ④ 株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項） 1 通
- ③の合併契約承認決議について株主リストを添付する。
- ⑤ 会社法 796 条 2 項本文（簡易合併の要件）に該当することを証する書面（商登法 80 条 2 号） 1 通

この場合に、反対した株主が存在しないときは、「簡易合併に反対した株主はいない。」と記載する。
 - ⑥ 資本金の額が会社法 445 条 5 項の規定に従って計上されたことを証する書面（商登法 80 条 4 号） 1 通
 - ⑦ 消滅会社の登記事項証明書（商登法 80 条 5 号：他管轄の場合のみ）

本問では、存続会社と消滅会社の管轄が同一であることから、消滅株式会社の登記事項証明書の添付は不要である。
 - ⑧ 存続会社，消滅会社双方の公告及び消滅会社の個別催告をしたことを証する書面（別紙 5：商登法 80 条 3 号，8 号） 3 通

本問では、官報のほか定款の定めによる公告方法により公告した存続会社について、知っている債権者に催告する必要はない。

異議を述べた債権者がいないときは、「異議を述べた債権者はいない。」と記載する。

⑨ 消滅会社が株券発行会社であるときは、株式の全部について株券を発行していないことを証する書面（商登法 80 条 9 号） 1 通

⑩ 登録免許税法施行規則 12 条 5 項の規定に関する証明書

当該書面は、課税上の書面であるので、その添付の有無は採点に影響を及ぼさないものとする。

イ. 吸収合併消滅会社

消滅会社の解散の登記の申請書には何らの書面の添付を要しない（商登法 82 条 4 項）。

5 課税標準金額

吸収合併存続会社の合併による変更の登記

存続会社における課税標準金額は、合併により増加した資本金の額である。

本問の場合の課税標準金額は、金 1000 万円である。

6 登録免許税額

ア. 吸収合併存続会社の合併による変更の登記

合併による変更の登記の登録免許税は、登録免許税法別表 1.24.(1)への規定により、課税標準金額に税率 1000 分の 1.5（吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、税率 1000 分の 7）を乗じて得た額（これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円）である。

なお、資本金の額が増加しない、いわゆる無増資合併の場合には、課税標準金額が存在しないことから、登録免許税法別表第 1.24.(1)ツによる金 3 万円が合併による変更の登記の登録免許税となる。

登録免許税法施行規則 12 条 2 項

法別表第 1 第 24 号 (1) へに規定する財務省令で定めるものは、第 1 号に掲げる額に第 2 号に掲げる割合を乗じて計算した額とする。

- ① 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資本金の額
- ② イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額（当該控除した額が零を下回る場合にあっては、零）がイに掲げる額のうちに占める割合

イ 吸収合併により消滅する会社の当該消滅の直前における資産の額から負債の額を控除した額

ロ 吸収合併後存続する株式会社又は合同会社が当該吸収合併に際して当該吸収合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付する財産（当該吸収合併後存続する株式会社の株式（当該株式会社が有していた自己の株式を除く。）及び合同会社の持分を除く。）の価額

本間の場合、上記 2 号イの額が 1200 万円であり、同ロに該当する額は 0 円（株式の発行）である。これを 2 号本文に当てはめると、1200 万円 / 1200 万円 - 0 円 = 1 となる（同項本文にいう第 2 号に掲げる割合）。

そこに、1 号の 1000 万円（合併直前の資本金の額）に 1 を掛けると、結局 1000 万円を超えた部分について、1000 分の 7 となる（要するに、吸収合併消滅会社の合併当時の資本金の額を超える資本金の額に対応する部分である）。

申請会社の合併により増加した資本金の額は金 1000 万円であり、消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超過していないので、金 1000 万円について 1000 分の 1.5 を乗じ、その額金 15,000 円が 3 万円に満たないため、金 3 万円が合併による変更の登記の登録免許税となる。

本間には当てはまらないが、吸収合併消滅会社の合併当時の資本金の額を超える部分がある場合には、課税標準金額は「金〇万円但し、内金〇万円は吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分である」の要領で記載する。

イ. 吸収合併消滅会社の合併による解散の登記

合併による解散の登記の登録免許税は、登録免許税法別表 1.24.(1)レより金 3 万円である。

論点7

役員変更及び機関の設定

I【平成31年6月1日申請分】

II【平成31年7月3日申請分】

I【平成31年6月1日申請分】

第1 分析及び本問の検討

1 株式会社の代表

非公開会社においては、取締役会の設置を要せず、1名以上の取締役を置けばよく（会社法326条1項）、取締役が複数名のときには、各自会社を代表する（会社法349条1項、2項）。もっとも、「定款」、「定款の定めに基づく取締役の互選」又は「株主総会の決議」によって、取締役の中から代表取締役を定めることもできる（会社法349条3項）。

申請会社は、別紙1の登記記録の抜粋より、非公開会社であり、監査役や取締役会を設置していない会社であり、代表取締役選定に関して定款に別段の定めもないことから、各自代表の会社であることが分かる。

また、本問において吸収合併消滅会社となる株式会社プリズム（別紙2）は、非公開会社であり取締役会及び監査役を設置する会社である。

2 役員の任期

取締役の任期は、選任後2年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである（会社法332条1項、336条1項：法定任期）。

非公開会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）においては、取締役及び監査役ともに定款により、任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することが可能である（会社法332条2項、336条2項）。

また、取締役については、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することができ（会社法332条1項ただし書）、監査役については、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとすることが可能である（会社法336条3項）。

申請会社は、非公開会社であり、取締役の任期を選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする規定を置いているところ、別紙3の臨時株主総会の第2号議案において、その任期の期間を10年以内から2年以内に変更している。この場合、既存の取締役も、変更後の任期に従うことになる。申請会社においては、各自代表である取締役A及びBがいるところ、平成21年10月20日の就任から既に2年以上が経過している。

このような場合においては、当該臨時株主総会において、取締役の任期に関する定款変更の効力が生じた時に任期満了により退任することになる。

そこで、申請会社は、第3号議案において、あらたに取締役としてAを再選し、答案作成に当たっての注意事項6より、取締役Aの就任承諾を得ている。

以上から、申請会社において、取締役及び代表取締役Aの重任と取締役及び代表取締役Bの退任登記と申請することになる。

第2 登記手続

1 登記の事由 「取締役及び代表取締役の変更」と記載する。

2 登記すべき事項

役員の重任については、就任承諾の日を登記原因日付として、就任したものの資格及び氏名と重任の旨を解答例のように記載する。代表取締役の就任・重任登記の際は、代表取締役となる者の個人の住所の記載も必要である。

申請会社は、各自代表の会社であるから、取締役に選任されれば、代表取締役としても登記を申請することになる。

役員の退任については、任期満了の日を登記原因日付として、退任するものの資格及び氏名と退任の旨を解答例のように記載する。

3 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法46条2項、54条4項） 1通

代表取締役である取締役A及びBの退任を証する書面（商登法54条4項）及び（代表）取締役Aの選任を証する書面として、別紙3の臨時株主総会議事録を添付する。当該議事録には、Aの登記所に提出している印鑑が押印されていることから（別紙9-3）、その選任を証する書面に押印した印鑑についての印鑑証明書の添付は不要である（商登規61条6項ただし書）。

② 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規61条3項） 1通

本問では、別紙3の臨時株主総会第3号議案についての株主リストを添付する。同第2号議案中任期規定の短縮変更決議について株主リストの添付を要するか否かについては、見解が分かれ得るところと思われる。

③ 就任承諾を証する書面（商登法 54 条 1 項） 1 通

答案作成に当たっての注意事項 6 より、取締役 A の就任承諾を証する書面を添付する。A は再任であるから、当該就任承諾書に押印した印鑑についての印鑑証明書の添付は不要である（商登規 61 条 4 項後段括弧書）。

4 登録免許税額

取締役及び代表取締役の変更登記の登録免許税は、登録免許税法別表第 1.24.(1) カより、申請件数 1 件につき、資本金の額が 1 億円を超える会社の場合は 3 万円、1 億円以下の会社の場合は 1 万円である。

本問の場合、申請会社の資本金の額は 1 億円以下であるから、登録免許税は 1 万円である。

II 【平成 31 年 7 月 3 日申請分】

第 1 分析及び本問の検討

1 公開会社となる旨の定款の変更と取締役の任期満了

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社以外の株式会社にあつては、取締役、会計参与及び監査役（役員）の任期は、非公開会社が公開会社となる定款の変更をした場合、その定款変更の効力発生時に満了するものとされている（会社法 332 条 7 項 3 号、334 条 1 項、336 条 4 項 4 号）。これは、非公開会社において役員の任期は、選任後最長 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することが認められるところ、公開会社においてはこのような長期の任期は認められないため、前者から後者への移行に際し、在任中の役員の任期をいったん帳消しにする趣旨である。（もっとも、役員について法定任期どおりの定款規定を設け、又は任期に関して定款に別段の定めを設けていない非公開会社が公開会社となる場合についても、在任中の役員は一律に任期満了退任する。）

本問の場合、平成 31 年 6 月 28 日申請会社が公開会社となる旨の定款の変更をした際の役員は、代表取締役である取締役 A のみであったが、取締役 A は同日任期満了により退任し、代表取締役としては資格喪失により退任することになる。

2 機関の設置と会社の代表

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、監査役を置くことができる（会社法 326 条 2 項）。また、取締役会設置会社においては、取締役会の決議により代表取締役を選定しなければならない（会社法 362 条 2 項 3 号、3 項）。

申請会社は、別紙 7 の臨時株主総会の第 2 号議案において、取締役会及び監査

役を設置する決議をし、第3号議案において、取締役A、C及びD並びに監査役Eを選任している。取締役会及び監査役の設置は定款変更として特別決議を要し、取締役及び監査役については、特殊な普通決議（会社法341条）による承認が必要となるところ、当該臨時株主総会は議決権を有する株主全員が出席し、その全員の賛成により承認されていることから、定足数及び決議要件を考慮することなく適法に選任されたものと判断することができ、これについて、答案作成に当たっての注意事項6より就任承諾を得ている。

また、当該臨時株主総会終了後の別紙8の取締役会においては、取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役全員の賛成により代表取締役としてA及びCが選定され、また答案作成に当たっての注意事項6により就任承諾も得られている。

以上により、平成31年6月28日付で、取締役会設置会社の定め及び監査役設置会社の定めの設定の登記のほか、取締役A及び代表取締役Aについて「重任」の登記、取締役C及びD、代表取締役C並びに監査役Eについて「就任」の登記を申請する。

3 補足（吸収合併契約における定款変更の定め）

別紙4の吸収合併契約中、第7条では取締役会及び監査役の設置、第8条では株式譲渡制限の定め廃止が記載されているが、吸収合併契約締結の際に直ちにそれらの定款変更の効力が生じるものではない。任意的にかかる事項を定めることは問題ないが、これは吸収合併の法的効果に直接関連するものではなく、債権的効力を有するにすぎないからである。したがって、定款変更の効力を生じるためには、本問で実際にそうしているように吸収合併契約の承認とは別に、定款変更の決議を経る必要がある。

第2 登記手続

1 登記の事由

「取締役、代表取締役及び監査役の変更

取締役会設置会社の定め設定

監査役設置会社の定め設定」と記載する。

2 登記すべき事項

(1) 役員変更登記

役員の就任については、就任承諾の日を登記原因日付として、就任した者の資格及び氏名と就任の旨を解答例のように記載する。代表取締役については個人の住所の記載も必要である。また、Aについては取締役・代表取締役退任の

日が選任・選定及び就任承諾の日と同日なので原因を重任とする。

(2) 機関の設置

取締役会あるいは監査役の設置は、原則として、株主総会による承認を受けた日に効力が生じることから、当該日を登記原因日付とし、その設定の旨を解答例のように記載する。

3 添付書面及び通数

① 株主総会議事録（商登法 46 条 2 項） 1 通

取締役会及び監査役設置の事実と取締役 A C D 及び監査役 E の選任を証するため、別紙 7 の臨時株主総会議事録を添付する。

② 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）（商登規 61 条 3 項） 1 通

本問では、別紙 7 の臨時株主総会第 2 及び 3 号議案についての株主リストを添付する。

③ 取締役会議事録（商登法 46 条 2 項） 1 通

代表取締役 A 及び B の選定を証するため、別紙 8 の取締役会議事録を添付する。当該議事録には、A の登記所に提出している印鑑が押印されていることから（別紙 10-10）、その選定に関する書面に押印した印鑑についての印鑑証明書の添付は不要である（商登規 61 条 6 項柱書ただし書）。

④ 就任承諾を証する書面（商登法 54 条 1 項） 6 通

答案作成に当たっての注意事項 6 より、取締役 A C D 及び監査役 E と代表取締役 A 及び B の就任承諾を証する書面を添付する。

⑤ 印鑑証明書 1 通

再任の場合を除き、代表取締役の就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付する（商登規 61 条 4 項後段、5 項）。本問では、代表取締役 C についてのものが必要である。

⑥ 本人確認証明書 2通

再任を除き、取締役及び監査役の就任による変更の登記の申請書には、取締役等が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該取締役等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない（商登規 61 条 7 項本文）。ただし、就任承諾書に押印した印鑑につきその証明書の添付が要求されている商業登記規則 61 条 4 項及び 5 項又は代表取締役の選定を証する書面に押印した印鑑につきその証明書の添付が要求されている商業登記規則 61 条 6 項の場合は不要である（商登規 61 条 7 項ただし書）。

本問では、新任の取締役D及び監査役Eについて、就任承諾書に記載された住所及び氏名と同一記載がある公的な証明書等を添付する。Cについては、代表取締役の就任承諾書に押印した印鑑につきその証明書の添付することから不要である。

KeyPoint 本人確認証明書の具体例

- a)住民票記載事項証明書（住民票の写し）
- b)戸籍の附票
- c)住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※
- d)運転免許証等のコピー※

※ c及びdについては、裏面もコピーし、被選任者・就任承諾をする本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印しなければならない。

4 登録免許税額

取締役、代表取締役及び監査役の変更登記の登録免許税は、登録免許税法別表第 1.24.(1)カより、申請件数 1 件につき、資本金の額が 1 億円を超える会社の場合は 3 万円、1 億円以下の会社の場合は 1 万円である。

取締役会設置に関する登録免許税は、登録免許税法別表第 1.24.(1)ワより、申請件数 1 件につき 3 万円である。

監査役設置に関する登録免許税は、登録免許税法別表第 1.24.(1)ツより、申請件数 1 件につき 3 万円である。

2. 平成31年7月3日申請分 株式会社スマイル

論 点	事 項	課税 標準	税 率	各論点の 税額	本問に おける 税額
論点5 (株式の譲渡 制限に関する 規定の廃止) 論点7 (監査役設置 会社の定め の設定)	登記事項 変更分 ※1	申請 件数	1件につき3万円	金3万円	金10万円
論点6 (吸収合併によ る変更)	吸収合併に よる資本金 の額の増加 分 ※2	増加す る資本金の額	1000分の1.5(吸収 合併により消滅した 会社の当該吸収合併 の直前における資本金 の額として財務省 令で定めるものを超 える資本金の額に対 応する部分について は、1000分の7)(こ れによつて計算した 税額が3万円に満た ないときは、申請件 数1件につき3万円)	金3万円	
論点7 (取締役、代表 取締役、監査役 の変更)	役員変更分 ※3	申請 件数	1件につき3万円(資 本金の額が1億円以 下の会社については 1万円)	金1万円	
論点7 (取締役会設 置会社の定め の設定)	取締役会等 に関する事 項変更分 ※4	申請 件数	1件につき3万円	金3万円	

※1 登免法別表 1.24.(1)ツ

※2 登免法別表 1.24.(1)へ

※3 登免法別表 1.24.(1)カ

※4 登免法別表 1.24.(1)ワ

3. 平成31年7月3日申請分 株式会社プリズム

論 点	事 項	課税 標準	税 率	各論点の税額	本問に おける 税額
論点6 (吸収合併に よる解散)	解散分 ※	申請 件数	1件につき3万円	金3万円	金3万円

※ 登免法別表 1.24.(1)レ